



5. 提案書の提出方法 入札者は入札説明書に示す提案書を、下記6. に定める入札期限内に入札する。
6. 入札の日時及び場所等
- (1) 入札書及び提案書の提出場所 平成30年7月4日 17時
  - (2) 開札の日時及び場所 平成30年7月4日 15時30分 3階 101号室 (神奈川県立川崎第一高等学校) 3階 101号室 (神奈川県立川崎第一高等学校)
7. 提案書の審査 入札者は入札書に添付した書類を基に、審査員による審査を行う。審査の結果、入札者の中から最優条件の入札者を選定する。
8. その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
  - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
  - (3) 入札の無効 本公報に示した競争参加資格のな入札者は、提出した入札が無効と認められる。
  - (4) 契約書作成の要否 要。
  - (5) 落札者の決定方法 予選審査の結果、入札書の審査結果が最も優れている入札者を落札者とする。
  - (6) 競争参加者は、入札の資格に抵触しないものとする。
  - (7) 詳細は入札説明書による。
9. 契約に係る情報の公表
- (1) 公表の対象 ① 契約の締結 ② 契約の履行 ③ 契約の終了 ④ 契約の解除
  - ※注1 本公報に掲載する情報は、入札者及び入札者の関係者に開示される。
  - ※注2 本公報に掲載する情報は、入札者及び入札者の関係者に開示される。
- (2) 公表の概要 ① 契約の締結 ② 契約の履行 ③ 契約の終了 ④ 契約の解除
- (3) 公表の日



# 用 船 仕 様 書

## 1. 調 査 名 日本海ベニズワイ資源生態調査

## 2. 調査目的・概要

我が国周辺水域における水産資源の回復と持続的利用を図るために必要な科学的基礎となる主要魚種の資源評価の的確な実施に資する資源評価調査の一環として、日本海の主漁場におけるベニズワイの分布、生態に関する基礎的知見を得ることを目的とする。

## 3. 調 査 内 容

### ①桁網曳きによるサンプル採集 (調査点 30点)

- ・水深 800～2000m を対象とし、予定定点付近を魚探により海底状況を観察し、曳網に適したポイントを確認した上で、桁網を用いて、着底後の船速約 2 ノット 15 分曳き（但し、障害物等が認められた場合は適宜短縮）で桁網によるサンプル採集を行う。また、投網中の網水深を船上でモニターするために、桁網にネットレコーダー発信器を装着する。トロールウィンチへの桁網の着脱及び操作等、桁網へのネットレコーダー発信器の装着は乗組員が行う。
- ・本調査で使用する桁網（幅 8.2m、高さ 1.0m、奥行 2.0m、網全長 30.7m、重量 1150kg）ならびにネットレコーダー発信器（古野電気製 CN-2220）は当機構が用意する。

### ②メモリー式水温深度計による観測 (調査点 30点)

- ・メモリー式水温深度計を①の桁網に装着し、水温と深度を観測する。機器取付は乗組員が行い、取付前の初期設定ならびに取得したデータの磁気媒体への収録は調査員が行う。
- ・本調査で使用するメモリー式水温深度計（JFE アドバンテック製 COMPACT-TD 深海レンジ）は当機構が用意する。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で本船に整備されていること。）

### ①魚群探知機 1台

- ・上記 3. ①調査用

### ②トロールウィンチ 1台

- ・上記 3. ①調査用

### ③ネット巻き上げ機 1台

- ・上記 3. ①調査用

### ④ネットレコーダー受波器 1式

- ・上記 3. ①調査用（当機構が用意するネットレコーダー発信器を受信可能であること。）

⑤冷凍設備 約 16 m<sup>3</sup>

- ・調査サンプルを保存するため、冷凍温度-25℃以下の温度設定可能及び上記体積を確保した冷凍設備を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

5. 総 ト ン 数 200～600トン

6. 乗船調査員数（同時期に乗船する最大調査員数） 6名

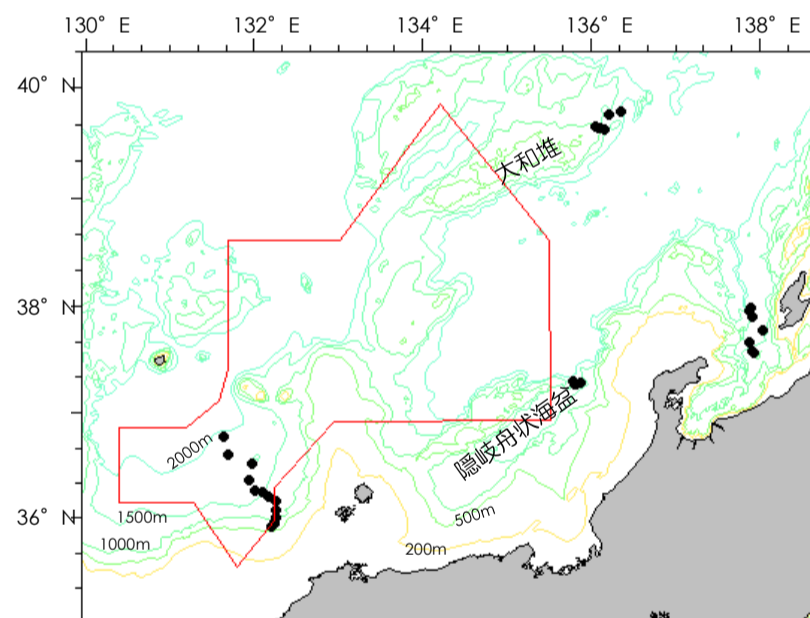
7. 用 船 期 間 平成30年8月20日～平成30年8月31日

8. 運 航 予 定

30. 8. 20	用船開始、調査機材等搬入（用船開始港）
30. 8. 20	用船開始港出港
30. 8. 25	寄港地港入出港
30. 8. 31	新潟港入港
30. 8. 31	調査機材等搬出、用船解除

9. 調 査 海 域 日本海

10. 調 査 海 域 図



※調査予定点を黒丸で示す。海況や漁具の敷設状況により多少変更あり。

11. 担 当 研 究 所 日本海区水産研究所

12. そ の 他

- ①詳細については担当職員の指示に従うこと。
- ②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- ③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。
- ④用船開始港については原則として調査海域周辺の港とするが、調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、決定するものとする。